

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成29年3月29日（平成29年（行情）諮問第112号）

答申日：平成30年3月14日（平成29年度（行情）答申第522号）

事件名：特定鉄道事業者の特定鉄道車両の導入に係る車両の構造装置変更確認申請書等の一部開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下、特定鉄道車両Aに関するものを「本件請求文書1」といい、特定鉄道車両Bに関するものを「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した各決定について、諮問庁が別紙の3に掲げる文書を対象として改めて開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、関東運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った平成28年5月31日付け関総総第53号による一部開示決定及び同第54号による開示決定（以下、順に「処分1」及び「処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由及び内容は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）原処分を取り消し、下記のアないしキに示すことを行うよう求める。

ア 「開示請求対象であって開示すべきであるにもかかわらず、原処分にて不開示を決定した情報」について、開示決定措置をした上で、情報を開示すること。

イ 「開示請求対象であって、適正な不開示理由を示さぬままに原処分にて不開示を決定した情報」について、開示決定措置をした上で情報を開示するか、あるいは「適正な不開示理由を示した不開示決定措置」をすること。

ウ 「開示請求対象であるにもかかわらず、開示・不開示決定等がされず未処分となっている情報」について、開示決定措置をした上で情報を開示するか、あるいは不開示決定措置をすること。

エ 開示・不開示決定措置等は、法9条に基づき行うこと。

オ 国土交通大臣は、内閣府情報公開・個人情報保護審査会による答申「平成27年度（行情）答申第301号」にて開示すべきとされた情報について「平成27年10月5日付国鉄安第40号」にて開示すると決定をしたが、それは行政不服審査法47条3項に基づく決定であり、法に基づく開示決定をしなかった。「答申により開示すべきとされた情報について、行政不服審査法に基づく決定のみをし、法に基づく開示決定をしなかった国土交通大臣の行為」は、「法9条に保障された開示・不開示決定等をされ、かつ、その通知を受ける権利、行政不服審査法6条に保障された異議申立をする権利、法18条に保障された審査会に諮問をされる権利、情報公開・個人情報保護審査会設置法6条に保障された審査会に調査審議をされる権利等」を妨げる違法な行為であった。よって、本審査請求に係り行政不服審査法に基づく決定（裁決等を含む）をする際は、開示・不開示する旨の決定ではなく、「原処分を取り消す（原処分を取り消し、新たに法9条に基づく開示・不開示決定等をする）」旨の決定を行うこと。

なお、適正な手続きの一例を示すと、行政不服審査法に基づく決定「平成27年7月27日付気総第119号」にて気象庁長官は、「平成27年度（行情）答申第217号」に沿って「原処分を取り消す」と判断し、新たに法9条に基づく開示決定をした上で情報を開示している。

カ 原処分にて教示を行うことが必要だった事項について、適切な教示を行うこと。

キ 上記の他、下記にて求めることを行うこと。

## （2）処分1について

ア 特定鉄道車両aの車体図面について

鉄道事業法13条2項に基づく確認手続に係る申請では、変更前と変更後の図面が添付されることになっていると考えられるが、処分1にて開示された文書には「変更後の特定鉄道車両Aの車体図面」が含まれるものの、「変更前の特定鉄道車両aの車体図面」は含まれていなかった。

特定鉄道車両aから特定鉄道車両Aへの変更に際しては、「運転操作に影響を与える可能性のある、車体形状や前照灯位置など車両前頭部のデザインの大幅な変更」のほか、「客用扉の外吊り式から戸袋収納式への変更（戸袋収納式ドアの特定鉄道車両aから特定鉄道車両Aへ変更した車両は存在せず、特定鉄道車両Aの全車が外吊り式から戸袋収納式へ変更している）」や「客用扉の外吊り式から戸袋収納式への変更に伴う車体断面形状の変更（特定鉄道車両aから特定鉄道車両Aへ変更した車両は存在せず、特定鉄道車両Aの全車

が車体断面形状を変更している)」、 「2つの車両(車体)に跨る台車の2点支持から4点支持への変更に伴う、枕バネより上側の車体重量が集中する、強度的に最も重要な台車取付部分の車体構造の変更」、 「バリアフリー性など乗客の乗降の安全性に影響を与える可能性のある、床面の高さの変更に伴う車体構造寸法の変更(開示文書10枚目に低床化が明記されている)」など、車体の重要部分の形状と構造について、かなり大掛かりな変更が実施されており、変更前の車体図面の添付の必要性が高いと考えられる。

よって、当該図面が存在する可能性が否定し得ないことから、これを探し開示すること(存否を再確認し開示・不開示決定等を行うこと)を求める。

イ 特定鉄道車両aのATCに係る図面について

開示文書11枚目には、運転保安設備について「特定鉄道車両aに搭載していたATS(自動列車停止装置)とATC(自動列車制御装置)のうち、ATCを撤去する変更をする」旨が記載されているが、開示文書以外に「当該変更に係り添付が必要な図面等」が存在する可能性があるため、これを探し開示すること(存否を再確認し開示・不開示決定等を行うこと)を求める。

ウ 運転操作機器の配置図について

国土交通大臣は平成28年5月31日付国広情第84号及び同第87号(以下「別件処分」という。)にて、鉄道事業法13条に基づく確認手続に係る2つの起案文書(「特定鉄道事業者Cの特定鉄道車両C」及び「特定鉄道事業者Dの特定鉄道車両D」に係る文書)を開示した。双方ともに「運転保安設備を含む運転操作機器」の配置を詳細に明示した図面が開示文書に含まれていた。

処分1にて開示された特定鉄道車両Aの文書には「運転操作機器の配置図」が含まれていないが、「旅客営業運転を予定せずその実績もない、純粋に技術開発・試験を目的として製作された試作車である特定鉄道車両a」と「当初から旅客営業運転を予定しその実績もある特定鉄道車両A」では、運転操作機器の配置等が変更されると推定される。

また先述のとおり、「特定鉄道車両aに搭載していたATC」を特定鉄道車両Aが搭載しないことが開示文書11枚目に記載されており、少なくとも「ATCを含む運転保安設備」の運転操作機器について、特定鉄道車両aと特定鉄道車両Aでは変更がされているはずである。

よって、運転操作機器の変更に伴い添付が必要な「運転操作機器の配置図(変更前の特定鉄道車両aと変更後の特定鉄道車両Aの双方

の図面)」が存在する可能性があるため、これを探し開示すること（存否を再確認し開示・不開示決定等を行うこと）を求める。

(3) 処分2について、「特定鉄道車両Bの確認文書」が廃棄されている場合について

ア 「特定鉄道車両Bの確認文書」を収めていたファイルが特定されていないことについて

処分庁は、処分2にて2枚の文書を開示した。1枚は行政文書ファイル「平成15年度車両の確認」に係る情報を記載した文書、もう1枚は行政文書ファイル「平成15年度車両の確認-2」に係る情報を記載した文書である。

処分庁が「2つの行政文書ファイル」に係る2枚の文書を開示したのは、鉄道事業法13条に基づく、特定鉄道車両Bの確認手続に係る文書を「平成15年度車両の確認」と「平成15年度車両の確認-2」のどちらの行政文書ファイルに収めていたのか、処分庁自身が把握していないことが理由である可能性がある。仮にそれが事実であるとすれば、処分庁は必要に応じて文書を正確に特定できるよう日頃から適切に文書管理を行い、法に基づく開示請求があれば文書を正しく特定して開示・不開示決定等を行う義務を果たしていないこととなり、審査請求人は開示決定されてなお、特定鉄道車両Bの確認文書を収めていた行政文書ファイルがどのファイルであったのか正確に知る権利を違法に妨げられていることになる。

開示請求対象文書（ファイル）を正確に特定せずに開示決定をした処分2は違法な処分であり、よって、原処分を取り消した上で、特定鉄道車両Bの確認文書を収めていた行政文書ファイルを正しく特定し、改めて開示・不開示決定等を行うことを求める。

イ 開示文書が開示請求対象ではない可能性について

(ア) 「公文書管理法施行令別表33廃棄帳簿」と異なる可能性について

処分2にて開示された2枚の文書には、保存期間満了時期が平成26年3月31日である旨と保存期間満了時の措置が廃棄である旨が記載されているものの「廃棄した事実」や「廃棄した年月日」等が記載されておらず、審査請求人が開示請求書に記した「公文書等の管理に関する法律施行令の別表の33が「行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿」と示す文書（以下、第2において「公文書管理法施行令別表33廃棄帳簿」という。）に該当しない疑いがある。

保存期間満了時期が平成26年3月31日のファイルを公文書等の管理に関する法律が施行された平成23年4月1日以降に廃棄し

たのであれば、公文書管理法施行令別表 3 3 廃棄帳簿が作成されているはずであり、よって、原処分を取り消した上で、当該帳簿を正しく特定し、改めて開示・不開示決定等を行うことを求める。

(イ) 「行政文書ファイル管理簿である疑い」について

後述のとおり、行政文書ファイル「平成 1 5 年度車両の確認」及び「平成 1 5 年度車両の確認－ 2」（以下、第 2 において「処分庁提示特定鉄道車両 B 確認文書収容ファイル群」という。）は、現在も行政文書ファイル管理簿に記載されている（e-gov 検索でヒットする）。

e-gov 検索でヒットするという事は、廃棄されていない疑いがあるということであるが、一先ずそれは置くとして、その登載情報から「開示された文書が行政文書ファイル管理簿である可能性」が考えられる。

資料 1 と 2（後述）に示す「行政文書ファイル管理簿の登載情報（e-gov の公開情報）」と開示文書の記載情報はほぼ一致しており、「西暦と元号などの記載方法の違い」も、国民に公開されている e-gov システムと、国土交通省が業務で使用しているネットワークシステムやパソコン端末機器、端末の作業環境設定等との違いにより発生する軽微な相違であるとしても不自然ではないと考えられ、「開示された文書が行政文書ファイル管理簿である疑い」が否定し得ない。

開示請求書には、開示を求める文書として「行政文書ファイル管理簿」も記載しているが、それは公文書管理法施行令別表 3 3 廃棄帳簿及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の別表第 2 の 3 のトが「取得した文書の管理を行うための帳簿又は行政文書の廃棄若しくは移管の状況が記された帳簿」として示していた文書（以下、第 2 において「法施行令別表第 2 の 3 のト帳簿」という。）が存在しない場合に限られるのであり、「処分庁提示特定鉄道車両 B 確認文書収容ファイル群」が廃棄されていない場合や、廃棄されている場合であって公文書管理法施行令別表 3 3 廃棄帳簿又は法施行令別表第 2 の 3 のト帳簿が存在する場合は、行政文書ファイル管理簿は開示請求対象ではない。

「処分庁提示特定鉄道車両 B 確認文書収容ファイル群」を、公文書管理法が施行された平成 2 3 年 4 月 1 日以降に廃棄したのであれば、公文書管理法施行令別表 3 3 廃棄帳簿が作成されているはずであり、行政文書ファイル管理簿は開示請求対象ではないから、開示された文書が行政文書ファイル管理簿であるなら、処分 2 は、開示請求対象ではない文書を開示決定し、かつ、開示請求対象文書を開

示・不開示決定等しなかった違法な処分ということになる。

よって、原処分を取り消した上で、「行政文書ファイル管理簿以外の文書」を開示請求対象として正しく特定し、改めて開示・不開示決定等を行うことを求める。

なお、開示請求対象ではない行政文書ファイル管理簿を開示決定した理由については、「公文書管理法施行令別表 3 3 廃棄帳簿」がどのようなものであるか知られたくない処分庁が「処分庁提示特定鉄道車両 B 確認文書収容ファイル群」の掲載情報が残っている行政文書ファイル管理簿を身代りとして開示した可能性などが疑われる。

#### ウ 原帳簿が紙媒体の場合について

処分庁は、処分 2 にて紙媒体 2 枚の文書を開示した。しかし、開示された 2 枚が公文書管理法施行令別表 3 3 廃棄帳簿の一部であって、その原帳簿が紙媒体の場合は、開示請求書の記載により、当該帳簿のうち 1 枚目から 200 枚目、及び当核帳簿のうち「特定鉄道車両 B 確認文書の廃棄に係る情報」を記載したページ（ただし、1 枚目から 200 枚目に当該ページが含まれない場合に限る）、及び当該帳簿から「収められた行政文書」を除いた部分（ファイルに収められた文書の目録等）のうち 1 枚目から 10 枚目、及び「行政文書ファイル管理簿に登載されている当該帳簿の情報（当該帳簿の名称、分類、保存期限等）、及びその他の当該帳簿の文書管理に係る情報」等が記載されているファイルの表紙等のうち 1 枚目から 10 枚目が開示・不開示決定等されなければならない。

よって、原処分を取り消した上で、当該帳簿のうち開示請求対象の部分を正しく特定し、改めて開示・不開示決定等を行うことを求める。

#### エ 原文書が電磁的記録の場合について

処分庁は、処分 2 にて紙媒体の 2 枚の文書を開示した。しかし、開示された 2 枚の文書には長方形で囲まれた「閉じる」との記載があり、当該記載は、パソコン画面等において表示されている情報や小画面（ウィンドウ画面）を、パソコン画面等に表示させないようにする操作のための「閉じるボタン」であるように見受けられる。これにより、開示された 2 枚の文書は「パソコン画面等に表示されている情報をプリントアウトしたものである可能性」がある。

また、開示された紙媒体の文書では、1 枚の文書に 1 つの行政文書ファイルの情報しか記載されておらず、公文書管理法施行令別表 3 3 廃棄帳簿は、「廃棄された行政文書ファイルの数」と同じ枚数の文書を収めているとすれば、当該帳簿は相当に大量の文書を収めていることになり、「行政文書のうち、特に帳簿類」について電子化

の進んだ現代の行政事務としては不自然である。

上記により、開示された2枚の文書が、通常は処分庁が紙媒体で保有しているものではなく、データベース等に収められた情報を「開示請求と処分2に係る手続」のためにプリントアウトしたものであって、原帳簿が電磁的記録である可能性が否定し得ない。

開示された2枚が公文書管理法施行令別表33廃棄帳簿の一部であって、その原帳簿が電磁的記録の場合は、開示請求書の記載により、「当該帳簿を個別ファイルとして保有しているならばそのファイル。個別ファイルではなく、データベース等としてサーバシステム上に情報を保有しているのなら、1つのファイルとして開示できる最大の範囲を出力したファイル（ただし、出力可能範囲が複数の課等に及ぶほど広い場合は1つの課等を上限とする）」が開示・不開示決定等されなければならない。

また、電磁的記録を開示する場合は、開示請求書の記載により「エクセル形式。エクセル形式で出力できない場合はPDF形式。両形式とも出力できない場合は、一般的なWindows環境で閲覧可能であって、かつ、出力可能なもののうち最も普及しているファイル形式」で出力して開示しなければならない。

よって、原帳簿が電磁的記録の公文書管理法施行令別表33廃棄帳簿であるならば、原処分を取り消した上で、当該帳簿のうち開示請求対象の部分を正しく特定し、改めて開示・不開示決定等を行った上で、開示請求書に記載したファイル形式により電磁的記録の開示を行うことを求める。

(4) 処分2について、「特定鉄道車両Bの確認文書」が廃棄されていない場合について

処分庁は、処分2にて、「特定鉄道車両Bの確認文書」は廃棄されたとしているが、下記の理由により存在している可能性が否定し得ないため、原処分を取り消した上で「特定鉄道車両B確認文書」を探し開示すること（存否を再確認し開示・不開示決定等を行うこと）を求める。

ア 開示文書には「廃棄した事実」の明示がないことについて

前述のとおり、処分庁が開示した文書には「廃棄した事実」や「廃棄した年月日」等が記載されていない。

また、「保存期間満了時期が平成26年3月31日である旨」と「保存期間満了時の措置が廃棄である旨」が記載されているものの、これらは、現在も保有されている全てのファイルに定められている項目であって、行政文書ファイル管理簿に登載されている情報（e-govで確認可能）であり、当該記載があるからといって、そのファイルが廃棄済である証拠とはならない。

よって、開示文書は、文書の廃棄を記録した文書としては不備のあるものであり、「特定鉄道車両Bの確認文書」が廃棄された証拠となる文書とは認め難い。

イ 開示文書が公文書管理法施行令別表3-3廃棄帳簿ではない疑いについて

前述のとおり、処分庁が開示した文書は「公文書管理法施行令別表3-3廃棄帳簿」ではない疑いがある。当該帳簿を開示しなかったのは、「処分庁提示特定鉄道車両B確認文書収容ファイル群」を廃棄しておらず、これを登載した公文書管理法施行令別表3-3廃棄帳簿が存在しなかったためである可能性が否定し得ない。

ウ e-govで検索ヒットすることについて

「処分庁提示特定鉄道車両B確認文書収容ファイル群」は、現在（審査請求時点）においても行政文書ファイル管理簿に登載されている。

審査請求人がe-gov（電子政府の総合窓口）にて、「検索対象（省庁）の選択」にて「国土交通省」のチェックボックスにチェックを入れ、「平成15年度車両の確認」のキーワードで検索をしたところ、3件の行政文書ファイルがヒットした。当該検索結果の表示画面をプリントアウトしたのが資料1、当該3件の詳細情報の表示画面をプリントアウトしたのが資料2である。ヒットした3件のファイルのうち2件は処分庁鉄道部技術第二課の「平成15年度車両の確認」及び「平成15年度車両の確認-2」、残る1件が中部運輸局鉄道部技術課の「平成15年度車両の確認」であり、「現在もe-govの行政文書ファイル管理簿で検索ヒットする」ということは、現在も廃棄されていないか、少なくとも平成27年度末（平成28年3月31日）までには「行政文書ファイル管理簿におけるファイル廃棄に係る事務（行政文書ファイル管理簿から、廃棄されたファイルの情報を削除する事務）」がされていないということである。

e-govの登載情報（資料1と2）と開示文書のどちらとも、「処分庁提示特定鉄道車両B確認文書収容ファイル群」の保存期間満了時期が平成26年3月31日であるとしているが、そうであるなら当該ファイルは平成26年度末（平成27年3月31日）までに廃棄された上で、遅くとも平成27年度末（平成28年3月31日）までには行政文書ファイル管理簿から削除されることになる。しかし現在もe-govで検索ヒットすることから、平成26年度末（平成27年3月31日）までには廃棄されていないはずであり、保存期間が少なくとも1年延長されているはずである。

保存期間が少なくとも1年延長されており、かつ、現在もe-govで検索ヒットすることから、「処分庁提示特定車両B確認文書収容ファイル群」は、保存期間が2年以上延長され、現在も廃棄されていない可能性が否定し得ない。

エ 「偽装工作として行政文書ファイル管理簿を開示した疑い」について

前述のとおり、処分庁が開示した文書は行政文書ファイル管理簿である疑いがある。開示請求書の記載により「処分庁提示特定鉄道車両B確認文書収容ファイル群」が廃棄されている場合は、公文書管理法施行令別表3-3廃棄帳簿が開示されなければならないが、「処分庁提示特定鉄道車両B確認文書収容ファイル群」が廃棄されていないとすれば、当然に「処分庁提示特定鉄道車両B確認文書収容ファイル群」を登録した公文書管理法施行令別表3-3廃棄帳簿など存在するはずがない。

その上で処分庁が「処分庁提示特定鉄道車両B確認文書収容ファイル群」が廃棄されず存在している事実を秘匿したいとすれば、公文書管理法施行令別表3-3廃棄帳簿以外の帳簿の文書、あるいは処分2のために処分庁が捏造した文書を開示するしかない。そこで処分庁が公文書管理法施行令別表3-3廃棄帳簿以外の帳簿である行政文書ファイル管理簿を、公文書管理法施行令別表3-3廃棄帳簿の身代わりとして開示したとすればつじつまがあう。

上記のとおり、処分庁が開示したのが、開示請求対象ではない行政文書ファイル管理簿であるとすれば、それは「処分庁提示特定鉄道車両B確認文書収容ファイル群」が廃棄されず存在している事実を秘匿するための偽装工作である可能性が否定し得ない。

オ 「欠陥モノレール暴走事故」に係る重要文書であることについて

特定日X、特定鉄道車両Bが「下り列車」として運行中に急加速して停止信号を冒進し、進路の開通していない分岐器に衝突する事故が発生した。対向の上り列車が接近していたが、非常ブレーキにて下り列車19m手前で停止し、正面衝突は辛うじて回避された。

下り列車の運転士はマスコンを力行位置としておらず、さらに非常ブレーキと保安ブレーキを使用して列車を停止させようとしたが、分岐器に衝突するまで停止させることができなかった。自動車に例えると、「アクセルから足を離しているにもかかわらず自動車が急加速し、フットブレーキを強く踏んだ上でサイドブレーキを引いても自動車が止まらず、赤信号を突破して交差点に侵入し、信号機の柱に衝突してようやく停止した」ような事故であった。

事故の原因は、モーターを制御するVVVFインバータが誤動作を

起こして暴走したためであり，制御プログラムの不備も暴走した一因であった。これらの欠陥があったとしても，ソフトウェアの処理異常が発生した場合に確実に主回路を遮断できる方法（運輸安全委員会委員長による特定日 Y 付運委参第 1 2 4 号「特定鉄道事業者 B における鉄道物損事故に係る意見について」より）を実行できるような運転操作方法を用意していれば列車を停止させることができたが，特定鉄道車両 B は事故当時に運転操作によって確実に主回路を遮断できる設計とはなっていなかった。

「特定鉄道車両 B の確認文書」は，ソフトウェアの処理異常によりモーターが暴走して列車が急加速した際に，運転士が主回路を遮断することができないという致命的欠陥を抱えた特定鉄道車両 B の設計が妥当であると処分庁が確認した行政上の重要文書である。また「どのような設計の不備により欠陥が生じたのか」及び「どのような設計上の欠陥があれば列車暴走という重大事故を発生させ得るのか」という技術上の重要情報が記載された文書である。

「特定鉄道車両 B の確認文書」は，「行政及び技術に係る重要情報が記載された，長期保存の必要性が極めて高い重要文書」であって，かつ，「処分庁が秘匿したい動機が高いと考えられる文書」であるから，処分庁が重要文書として廃棄せず現在も保有し，かつ，違法に秘匿している可能性が否定し得ない。またその場合，「特定鉄道車両 B の確認文書」を「処分庁提示特定鉄道車両 B 確認文書収容ファイル群」から他のファイルへ移した上で保有している可能性も考えられる。

（本答申では添付資料は省略）

### 第 3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は，法に基づき，処分庁に対し，別紙の 1 に掲げる文書の開示を求めてなされたものである。
- (2) 本件開示請求を受けて，処分庁は，文書 1 を特定し，法 5 条 1 号及び 2 号イに該当する部分を不開示とする一部開示決定（処分 1）を行い，併せて文書 2 を特定し，その全部を開示する決定（処分 2）を行った。
- (3) これに対し，審査請求人は，原処分を取り消すべきとして国土交通大臣（諮問庁）に対し，本件審査請求を提起した。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は，審査請求書によると，おおむね以下のとおりである。

##### (1) 図面等について

文書 1 には，鉄道事業法 1 3 条に基づく確認手続において，添付され

ている可能性があると考えられる図面等が含まれていなかった。これらを探し開示することを求める。

(2) 開示文書が開示請求対象ではない可能性について

文書2には、「廃棄した事実」や「廃棄した年月日」等が記載されておらず、公文書等の管理に関する法律施行令の別表の33が「行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿」（以下「移管・廃棄簿」という。）と示す文書に該当しない疑いがある。

3 鉄道事業法13条の確認手続について

鉄道事業法（昭和61年法律第92号）13条では、鉄道運送事業者は、車両を当該鉄道事業の用に供しようとするときは、その車両が鉄道営業法1条の国土交通省令で定める規程に適合することについて、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の確認を受けなければならない。また、その車両について、その構造又は装置を変更してこれを当該鉄道事業の用に供しようとするときは、国土交通大臣の確認を受けなければならないとしている。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人の上記主張を踏まえ、以下、原処分の妥当性について検討する。

(1) 図面等について

諮問庁として、処分庁に対し、文書1に審査請求人が主張する図面等が含まれていない理由を確認したところ、処分庁は以下のとおり説明する。

図面等の提出については、鉄道事業法施行規則別表第3において規定されているが、そもそも特定鉄道事業者Aは鉄道事業法14条2項に基づく認定鉄道事業者であるため、所要の手続を簡略化ができ、社内の設計確認等で完了するものであり、図面等の提出は必要ない。

仮に図面等の提出が必要であったにもかかわらず、図面等を提出されていなかったのであれば、処分庁は確認作業を実施することはできず、確認書は存在しないはずである。しかしながら、文書1には確認書（平成18年3月20日付け関鉄二第279号）の存在が確認することができ、このことは特定鉄道事業者Aから申請された確認手続について、適切な手順により確認作業を行ったことを立証できるものであり、審査請求人の図面等がないという主張は認められない。また、本件審査請求を受け、念のため、執務室、書庫及び倉庫について、文書の探索を行ったが、該当する図面等を確認できなかった。

諮問庁としても、上記処分庁の説明は是認でき、特段不自然・不合理な点も認められないことから、文書1を特定し、法5条1号及び2号イに該当する部分を不開示とした処分1は妥当であると考えられる。

(2) 開示文書が開示請求対象ではない可能性について

審査請求人は、文書2が、開示対象文書ではない可能性があるとして主張していることから、諮問庁として、処分庁に対し、文書2を特定した経緯を確認したところ、処分庁は以下のとおり説明する。

文書2については、審査請求人が開示請求した別紙のCに該当する「特定鉄道事業者Bが特定鉄道車両Bを導入する際に行った、車両の構造装置変更確認申請書（平成15年7月24日決裁）」が保存期間を経過し、かつ廃棄されていることから、別紙の1のFに該当する文書として、特定したものである。

別紙の1のFとして、最初に特定すべき文書は「移管・廃棄簿」であるが、該当する文書として、文書2を特定し、開示した。しかしながら、審査請求人の主張を受け、再度、探索したところ、別紙の3の文書を保有していることを確認できた。このことについては、開示請求時点で文書の特定が誤っていたものと考えられ、事務的なミスであったと認められる。よって、別紙の3の文書を開示することとしたい。

処分庁の上記説明を受け、諮問庁としても、処分2については、別紙の3の文書を特定し、改めて開示決定等すべきと考える。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、上記判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、文書1を特定し、法5条1号及び2号イに該当する部分を不開示とする処分1については、妥当であると考え、文書2を特定して開示した処分2については、別紙の3の文書を特定し、改めて開示決定をする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成30年1月22日 審議
- ④ 同年3月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書（本件請求文書）の開示を求めらるるものであり、処分庁は、別紙の2に掲げる文書1を特定し、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする決定（処分1）を行うとともに、別紙の2に掲げる文書2を特定し、その全部を開示する決定（処分2）を行った。

これに対し、審査請求人は、文書 1 及び文書 2（本件対象文書）の外にも本件請求文書に該当する文書があるはずであるとして原処分取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は、処分 1 は維持すべきであるが、処分 2 については別紙の 3 に掲げる文書を新たに追加特定した上で改めて開示決定等をすべきであるとしている。

そこで、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

### (1) 文書 1 について

ア 審査請求人は、文書 1 の特定の妥当性を争い、以下のとおり主張している。

- ① 鉄道事業法 13 条 2 項に基づく確認申請では、申請書類に変更前と変更後の図面を添付することになっていると考えられるが、文書 1 には、「変更後の特定鉄道車両 A の車体図面」が含まれるものの、「変更前の特定鉄道車両 a の車体図面」は含まれていなかったから、文書 1 以外に「変更前の特定鉄道車両 a の車体図面」が存在するはずである。
- ② 文書 1 には、運転保安設備について「特定鉄道車両 a に搭載していた A T C（自動列車制御装置）を撤去する」旨が記載されているが、当該変更に係る図面が含まれていなかったから、文書 1 以外に「特定鉄道車両 a の A T C に係る図面」が存在するはずである。
- ③ 別件処分が開示された確認手続の文書には運転操作機器の配置図が含まれていたが、文書 1 には運転操作機器の配置図が含まれていなかったから、文書 1 以外に「運転操作機器の配置図（変更前の特定鉄道車両 a 及び変更後の特定鉄道車両 A の双方）」が存在するはずである。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、文書 1 の特定の経緯及び審査請求人が主張する上記ア①ないし③の文書の保有の有無等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 本件請求文書 1 の開示請求は、特定鉄道事業者 A の特定鉄道車両 A について鉄道事業法 13 条に基づく確認手続を行った際の文書の開示を求めるものであり、行政文書ファイル「平成 17 年度～平成 18 年度車両の確認」に「特定鉄道事業者 A が特定鉄道車両 A を導入する際に行った、車両の構造装置変更確認申請書（平成 18 年 3 月 20 日決裁）」（文書 1）がつづられていたことから、これを本件開示請求の対象文書として特定した。文書 1 には、特定鉄道車両 A の確認申請に係る起案文書、特定鉄道事業者 A から提出された車両構造装置変更確認申請書及びその添付図面の全てが含まれており、特定漏れはない。

(イ) 上記ア①の文書について

審査請求人は、特定鉄道車両 A は特定鉄道車両 a の構造装置を変更するものであるから、その確認申請書には変更後の特定鉄道車両 A の車体図面だけでなく、変更前の特定鉄道車両 a の車体図面も添付されるはずであるから、同車体図面が存在するはずである旨主張している。

しかしながら、鉄道事業法施行規則 21 条 2 項及び 20 条 4 項ただし書により、既に自ら確認を受けた図面と同一のものは、申請書にその旨記載することにより当該図面の添付を省略することができる。文書 1 の構造装置変更確認申請書には特定鉄道車両 a について既に確認済みであることが記載されていることから、文書 1 に特定鉄道車両 a の図面が含まれていないことに何ら不自然な点はない。

(ウ) 上記ア②の文書について

審査請求人は、文書 1 には特定鉄道車両 a に搭載していた A T C を撤去する旨記載されているから、特定鉄道車両 a の A T C に係る図面が存在するはずである旨主張している。

しかしながら、上記 (イ) のとおり、既に確認を受けた図面は添付を省略することができるから、文書 1 に特定鉄道車両 a の A T C に係る図面が含まれていないことに何ら不自然な点はない。

(エ) 上記ア③の文書について

審査請求人は、「運転操作機器の配置図（変更前の特定鉄道車両 a 及び変更後の特定鉄道車両 A の双方）」が存在するはずである旨主張している。

しかしながら、上記 (イ) のとおり、既に確認を受けた図面は添付を省略することができるから、文書 1 に変更前の特定鉄道車両 a の運転操作機器の配置図が含まれていないことに何ら不自然な点はない。

また、特定鉄道事業者 A は、鉄道事業法 14 条 1 項の認定を受けた一般認定鉄道事業者であり、同条 2 項及び鉄道事業施行規則 28 条により、鉄道事業法 13 条 2 項の確認申請に際し、簡略化された手続によることができる。簡略手続では、車両の設備「一般」については、火災対策に係る事項を記載するのみで足り、主要な機器の配置図を省略することができるから、文書 1 に変更後の特定鉄道車両 A の運転操作機器の配置図が含まれていないことにも何ら不自然な点はない。

(オ) 以上のとおり、文書 1 に審査請求人が主張する上記ア①ないし③の文書が含まれていないことに何ら不自然な点はなく、関東運輸局

において上記ア①ないし③の文書を保有していない。念のため、処分庁に指示して関東運輸局の執務室、書庫及び倉庫を探索させたが、文書1の外に本件請求文書1に該当する文書は発見されなかった。

ウ 審査請求人が主張する上記ア①ないし③の文書を保有しておらず、文書1の外に本件請求文書1に該当する文書を保有していない旨の上記イの諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点はなく、文書1の外に本件請求文書1の開示請求の対象として特定すべき文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、関東運輸局において、文書1の外に本件請求文書1の開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

## (2) 文書2について

ア 本件開示請求は、特定鉄道事業者Bの特定鉄道車両Bについて鉄道事業法13条に基づく確認手続を行った際の文書を保有している場合は、当該手続に係る文書、既に廃棄した場合は廃棄に係る情報を記載した文書の開示を求めるものであり、処分庁は、「特定鉄道事業者Bが特定鉄道車両Bを導入する際に行った、車両の構造装置変更確認申請書（平成15年7月24日決裁）の廃棄の状況が記録された文書」（文書2）を対象文書として特定した。

文書2は、行政文書ファイル管理簿に記録された行政文書ファイル「平成15年度車両の確認」及び同「平成15年度車両の確認－2」の情報を用紙に出力したものである。

イ 審査請求人は、文書2に「廃棄した事実」や「廃棄した年月日」が記載されていないことから、文書2は公文書等の管理に関する法律施行令別表33の移管・廃棄簿に該当しない疑いがあり、また、特定鉄道車両Bの確認手続に係る文書が廃棄されておらず、同文書を保有している可能性がある旨主張している。

これに対し、諮問庁は、別紙の3に掲げる文書を特定し、改めて開示決定等をすべきとしている。

ウ そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、特定鉄道車両Bの確認手続に係る文書の保有の有無、文書2の特定の経緯及び別紙の3に掲げる文書を新たに特定する理由等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 本件請求文書2の開示請求は、特定鉄道車両Bの確認手続に係る文書を保有している場合はその開示を求めるものであったので、処分庁において同文書の保有の有無を調べるため、特定鉄道会社Bに対し、特定鉄道車両Bの確認申請の時期等を問い合わせたところ、特定鉄道事業者Bが特定鉄道車両Bを導入する際に行った車両の構

造装置変更確認申請書が平成15年7月24日に決裁されていることが判明した。その決裁日からすると、同申請書は、関東運輸局鉄道部技術第二課が管理する行政文書ファイル「平成15年度車両の確認」又は同「平成15年度車両の確認-2」のいずれかにつづられていたと考えられるが、いずれの行政文書ファイルも10年の保存期間が満了し、既に廃棄されていた。したがって、上記申請書がいずれの行政文書ファイルにつづられていたのか特定できないものの、いずれにしろ同申請書は廃棄済みであって、保有していない（なお、別紙の3に掲げる文書には、上記各行政文書ファイルの「保存期間満了時の措置結果」が「廃棄」、「移管日・廃棄日」が「2015/3/5」と記載されており、本件開示請求前の平成27年3月5日に廃棄されていることは明らかである。）。

(イ) そこで、処分庁において、特定鉄道事業者Bが特定鉄道車両Bを導入する際に行った車両の構造装置変更確認申請書（平成15年7月24日決裁）の廃棄の状況が記録された文書を開示することとしたが、開示を求める文書の種類について開示請求書に優先順位が付けられていることを見落とし、行政文書ファイル管理簿に記録された行政文書ファイル「平成15年度車両の確認」及び同「平成15年度車両の確認-2」の情報を用紙に出力したものを文書2として特定し、開示した。

(ウ) しかしながら、本件審査請求を受けて開示請求書を見直したところ、最初に特定すべき文書が「移管・廃棄簿」であったことから、処分庁において、再度探索した結果、別紙の3に掲げる文書を保有していることを確認することができた。

(エ) 開示請求書の記載からすると、「移管・廃棄簿」を保有している場合は、これを第1順位として特定すべきであるから、諮問庁としても、原処分で文書2を特定したのは誤りであって、別紙の3に掲げる文書を追加特定し、改めて開示決定等をすべきと考える。

なお、念のため、処分庁に指示して関東運輸局の執務室、書庫及び倉庫を探索させたが、別紙の3に掲げる文書以外に本件請求文書2に該当し、追加特定すべき文書は発見されなかった。

エ 以下、検討する。

審査請求人が開示を求める特定鉄道車両Bの構造装置変更確認申請書は、行政文書ファイル「平成15年度車両の確認」又は同「平成15年度車両の確認-2」のいずれかにつづられていたと考えられるが、いずれの行政文書ファイルも既に廃棄済みであって、関東運輸局において同申請書を保有していない旨の上記ウ（ア）の諮問庁の説明に不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認め

られない。

また、開示請求書の記載からすると、上記申請書の「廃棄の状況が記録された文書」に該当するものとして「移管・廃棄簿」を保有している場合は、これを第1順位として特定すべきであるところ、関東運輸局において上記各行政文書ファイルの移管・廃棄簿である別紙の3に掲げる文書を保有していると認められるので、原処分文書2を特定したのは誤りであって、別紙の3に掲げる文書を追加特定すべきである旨の上記ウの諮問庁の説明も首肯することができる。

他方、別紙の3に掲げる文書の外に本件請求文書2の対象として特定すべき文書の存在をうかがわせる事情は認められない。

したがって、関東運輸局において本件請求文書2に該当する別紙の3に掲げる文書を保有する一方、別紙の3に掲げる文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、諮問庁が別紙の3に掲げる文書を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した各決定については、関東運輸局において、本件対象文書及び別紙の3に掲げる文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、諮問庁が別紙の3に掲げる文書を対象として改めて開示決定等をすべきとしていることは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

## 別紙

### 1 本件請求文書

「下記Aに示す鉄道車両に係る鉄道事業法13条に基づく確認手続のうち、最初に行われたもの（以下「当該手続」という。）」を国土交通省が行ったのであれば下記Bの文書、地方運輸局が行ったのであれば下記Cの文書。

A

- (1) 特定鉄道事業者Aの特定鉄道車両A。
- (2) 特定鉄道事業者Bの特定鉄道車両B。

B 当該手続に係る文書を国土交通省が現在も保有している場合は下記①の文書、既に廃棄しているのであれば下記②の文書。

- ① 「当該手続に係る文書」のうち、1枚目から200枚目。及び「当該手続に係る文書」を収めている行政文書ファイルについて、下記Dに示す文書。
- ② 「当該手続に係る文書」の廃棄に係る情報を記載した下記Fに示す文書について、紙媒体文書として保有している場合は1枚目から200枚目、及び「当該手続に係る文書の廃棄に係る情報」を記載したページ（ただし、1枚目から200枚目に当該ページが含まれない場合に限る）、及び下記Dに示す文書。紙媒体ではなく電磁的記録として保有している場合は下記Eに示す文書。

C 当該手続に係る文書を地方運輸局が現在も保有している場合は下記①の文書、既に廃棄しているのであれば下記②の文書。

- ① 「当該手続に係る文書」のうち、1枚目から200枚目。及び「当該手続に係る文書」を収めている行政文書ファイルについて、下記Dに示す文書。
- ② 「当該手続に係る文書」の廃棄に係る情報を記載した下記Fに示す文書について、紙媒体文書として保有している場合は1枚目から200枚目、及び「当該手続に係る文書の廃棄に係る情報」を記載したページ（ただし、1枚目から200枚目に当該ページが含まれない場合に限る）、及び下記Dに示す文書。紙媒体ではなく電磁的記録として保有している場合は下記Eに示す文書。

D 行政文書ファイルから「収められた行政文書」を除いた部分（ファイルに収められた文書の目録等）のうち、1枚目から10枚目。及び「行政文書ファイル管理簿に登載されている情報（ファイルの名称、分類、保存期限等）、及びその他の文書管理に係る情報」等が記載されているファイルの表紙等のうち、1枚目から10枚目。

E 個別ファイルとして保有しているならばそのファイル。個別ファイルではなく、データベース等としてサーバシステム上に情報を保有しているのなら、1つのファイルとして開示できる最大の範囲を出力したエクセル形

式のファイル（ただし，出力可能範囲が複数の課等に及ぶほど広い場合は1つの課等を上限とする）。エクセル形式で出力できない場合はPDF形式。両形式とも出力できない場合は「一般的なWindows環境で閲覧可能であって，かつ，出力可能なもののうち最も普及しているファイル形式」で出力したファイル。

F 公文書等の管理に関する法律施行令の別表の33が「行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿」と示す文書。左記が存在しない場合は，公文書等の管理に関する法律が施行される以前に行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の別表第2の3のトが「取得した文書の管理を行うための帳簿又は行政文書の廃棄若しくは移管の状況が記録された帳簿」として示していた文書。左記が存在しない場合は，行政文書ファイル管理簿。左記が存在しない場合は，その他の「文書の廃棄に係る情報」を記載した文書。

## 2 本件対象文書

文書1 特定鉄道事業者Aが特定鉄道車両Aを導入する際に行った，車両の構造装置変更確認申請書（平成18年3月20日決裁）

文書2 特定鉄道事業者Bが特定鉄道車両Bを導入する際に行った，車両の構造装置変更確認申請書（平成15年7月24日決裁）の廃棄の状況が記録された文書

## 3 改めて開示決定等をすべき文書

行政文書ファイル「平成15年度車両の確認」及び行政文書ファイル「平成15年度車両の確認－2」の移管・廃棄簿